

民泊の取扱いについて - 西日本防災システム

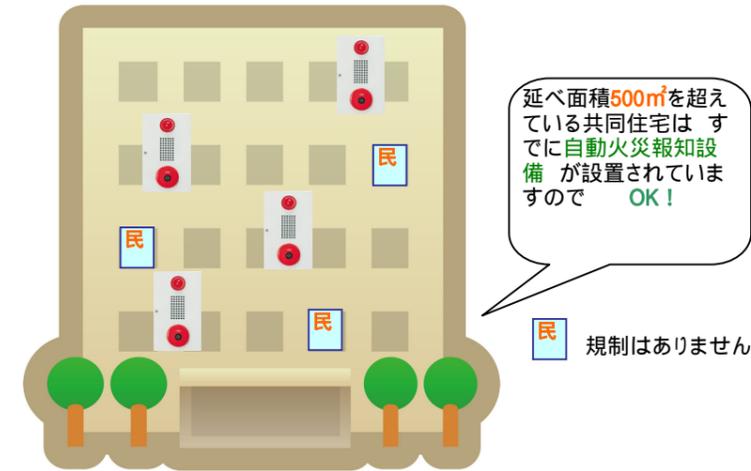
共同住宅の一部を民泊として使用する場合

NBS119

①

現在延べ床面積が **500㎡** を超えている場合

すでに**自動火災報知設備**が設置されていますので、特に設備の増設は必要ありませんが、**民泊部分の未警戒**などに注意をしてください



民 規制はありません

延べ面積 500㎡ 以上

②

延べ床面積が **300㎡** 以上 **500㎡** 未満の場合

民泊部分の床面積が防火対象物の延べ床面積の**10%**を超えますと、防火対象物全体に**自動火災報知設備**の設置義務が生じます。

✂ この場合、**無線式**の使用が認められています。

民泊部分が10%を超える場合

③

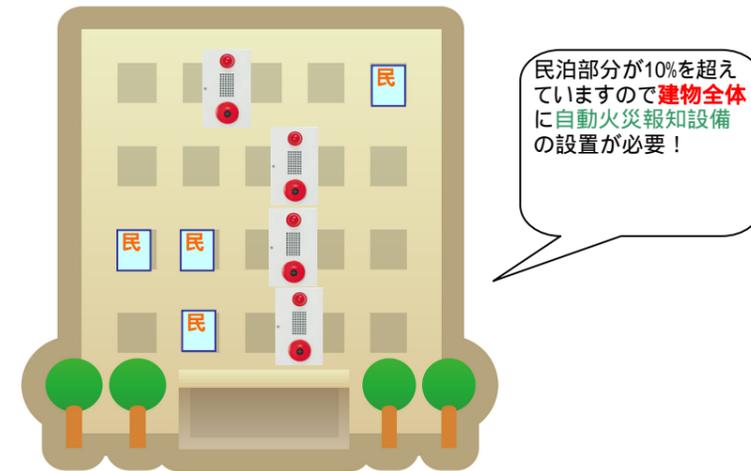
②で民泊部分が10%を超えていない場合

民泊の用途に使用している部分及び管理人室等に**自動火災報知設備**の設置義務が生じます。

民泊部分が10%を超えない場合



延べ面積が300㎡以上500㎡未満



延べ面積が300㎡以上500㎡未満



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ →

民泊 の取扱いについて - 西日本防災システム

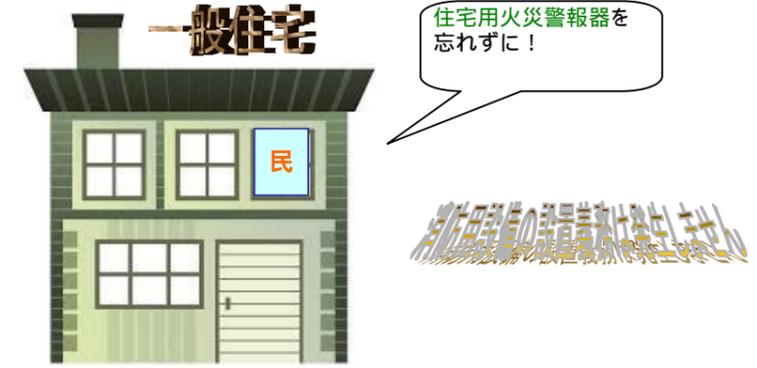
一般住宅の一部を民泊として使用する場合

NBS119

①

民泊部分が建物全体の半分未満で 50㎡ 以下である場合

用途は一般住宅となり、消防用設備の設置義務は発生しません。但し住宅用火災警報器はその部分に適宜設置が必要です。



民泊部分が50%未満で50㎡以下

②

民泊部分が建物全体の半分未満で 50㎡ を超える場合

建物が 用途が混在する防火対象物 となります。

✖ 150㎡ を超える場合は 消火器 の設置が、民泊部分に自動火災報知設備、建物全体に誘導灯の設置義務が生じます。

300㎡ を超える場合、対象物全体に自動火災報知設備の設置義務が生じます。

✖ この場合も無線式が認められています。

150㎡ を超える場合は 消火器の設置 民泊部分に自動火災報知設備、誘導灯の設置が必要!

300㎡ を超える場合は、建物全体に自動火災報知設備の設置が必要!

民泊部分が50%未満で50㎡以上

③

民泊部分が建物全体の半分を超える場合

対象物全体(住宅部分を含めて)が宿泊施設の扱いとなります。

150㎡以上は消火器が必要です。 自動火災報知設備、誘導灯は全てに設置義務が生じます。



民泊部分が50%を超える場合 宿泊施設となります

建物全体に自動火災報知設備、誘導灯の設置が必要! 150㎡以上で消火器が必要となります。

✖ さらに用途が宿泊施設となりますので、防火対象物内のカーテン、絨毯は 防災製品 の使用が求められます。

参考: 防災製品について →



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ →